

令和4年度 第2回 静岡市多文化共生協議会

日時 令和4年10月25日(火) 19:00~21:00

場所 静岡市役所静岡庁舎3階 茶木魚

次 第

1 開 会

2 議 事「静岡市多文化共生推進計画」骨子案の審議

(1) 施策の柱と方針、成果指標

(2) 計画の基本的な考え方

3 その他

4 閉 会

配付資料

- ・次 第
- ・席次表
- ・資 料 静岡市多文化共生のまち推進条例骨子案（抜粋版）
- ・メモ用紙

令和4年10月25日 第2回 静岡市多文化共生協議会 席次表

会場：静岡庁舎3階茶木魚

スクリーン

萩原課長 司会

望月局長 ○
 岡村局次長 ○
 ○
 興津課長補佐 ○

会長
 高畑 幸 ○
 磐村 文乃 ○
 小川 毅 ○

A

○ ホリウチ アリッセ イズミ
 ○ 野田 敏郎
 ○ パメラ ジュール

副会長
 長阪 有美奈 ○
 伊藤 洋子 ○
 加藤 伶奈 ○

B

○ 中村 直保
 ○ 中島 一彦
 ○ ゴー ゲエン ゴックトラム

(敬称略)

報道席	傍聴席
-----	-----

令和4年度 第2回静岡市多文化共生協議会

◆ 諮問事項

静岡市多文化共生推進計画の骨子（計画の基本的な考え方、施策の柱や方針、成果指標）

◆ 本日の協議会での審議事項

計画の基本的な考え方、施策の柱や方針、成果指標

◆ 次回第3回協議会(11月)での審議事項(予定)

計画骨子案への意見、答申案への意見

※第2回協議会の審議を踏まえ、計画骨子案をまとめた資料を意見提出用紙とともに事前にお送りする予定です。

骨子案

(仮称) 静岡市多文化共生推進計画 2023-2030 (第2期)

静岡市 観光交流文化局 国際交流課

計画の全体構成(目次)

赤枠が本日ご審議いただく部分

静岡市多文化共生推進計画
2023-2030

第1章 計画の趣旨

- 1) 計画策定の趣旨 ●
- 2) 計画の策定方法 ●
- 3) 計画の位置付け ●
- 4) 計画の期間 ●
- 5) 計画の進行管理 ●

第2章 多文化共生を取り巻く状況

- 1) 静岡市における多文化共生 ●
 - ① 外国人住民数
 - ② 留学生、児童生徒、労働者
 - ③ 多文化共生の意義
- 2) 多文化共生を取り巻く社会情勢 ●
 - ① 国の動き
 - ② 静岡県の動き
 - ③ 他都市の動き

第3章 計画の基本的な考え方

- 1) 多文化共生の必要性 ●
- 2) 静岡市が目指す多文化共生のまち(計画の目標) ●

【参考】
静岡市多文化共生推進計画2015-2022(第1期)

【コラム】
静岡市多文化共生協議会委員のメッセージ

第4章 施策の柱

- 1) 施策1 安心できる生活環境づくり ●
- 2) 施策2 教育の機会や場づくり ●
- 3) 施策3 地域における交流の場づくり ●
- 4) 施策4 多文化共生を支える担い手づくり ●
- 5) 成果指標一覧 ●

第5章 主要事業

- 1) 主要事業一覧 ●
※令和5年1月実施予定のパブリックコメントの結果や
来年度予算での予定事業を踏まえた主な事業を掲載

第6章 計画推進体制

- 1) 計画の進め方(推進体制) ●
- 2) 役割分担 ●

第7章 静岡市日本語教育推進基本方針

- 1) 静岡市日本語教育推進基本方針 ●
※第4章 施策の柱から「日本語教育の推進」に関する
部分を取り出して文章化

第8章 参考資料

- 1) 調査及びパブリックコメント結果 ●
- 2) 計画策定の経過 ●

1) 多文化共生の必要性

高まる多文化共生施策の重要度

人口減少が進む中、国の外国人受入拡大の流れを受け、本市の外国人住民数は、2013年以降急激な増加傾向にあります。文化や生活習慣が異なる80を超える国籍の人々が市内の特定地域に偏ることなく広域な市域でともに暮らしています。

市は、2015年から「静岡市多文化共生推進計画」に基づき、外国人住民と日本人住民が地域社会を担う対等なパートナーとして生活できるよう、各種施策に取り組んできました。

しかし、2022、2023年度に市が実施した調査等から、地域や職場、学校などの様々な所でトラブルや、異なる文化や生活習慣への無知や無関心による差別があることが分かっています。

今後、外国人住民のさらなる増加とともに、永住者が高齢化することに伴う孤立化や、日本語教育が必要となる人々の増加による情報格差の拡大など、課題が深刻化していくことも予想されます。

このため、国籍や民族に関わらず、多様な文化を背景に持つ市民が多文化共生意識を高め、助け合いや学び合いなどの交流を育み、一人ひとりが価値を創造できるよう、多文化共生のまちのさらなる推進が大変重要です。

多文化共生のまちの推進は、本市が推進するSDGs（国連が定めた「持続可能な開発目標」）の各目標の達成に大きく貢献する要素があり、本市としての方向性に合致していることから、オール静岡の取組として推進していく必要があります。



静岡市多文化共生のまち推進条例の制定

このように、多文化共生の重要度が増す中、市民、事業者、行政共通の基本理念を定め、それぞれの責務のもと行動が促せるよう、また、行政が多文化共生施策を恒久的に取り組みられるよう、2022年6月市議会定例会において、「静岡市多文化共生のまち推進条例」が全会一致で可決、即日施行されました。

したがって、第2期目となる静岡市多文化共生推進計画は、前述の条例に位置付けられた手順等を踏まえるのはもちろんのこと、計画の内容についても、条例の趣旨を踏まえたものとし、市の責務を全うするものでなくてはなりません。

（市の責務）

- 第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的に実施するものとする。
- 2 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び関係機関と連携を図るものとする。

計画の基本的な考え方

このため、多文化共生推進計画では、計画期間とする2023年度から2030年度までの8年間の総合的な目標を「静岡市多文化共生のまち推進条例」が定めた「多文化共生のまち」の実現に向け着実な一歩を踏み出すこととします。

そして、条例の基本理念や施策の基本的事項として定めた規定に基づき、第1期計画の実績にとらわれない新たな施策展開を図ります。

また、事業の実施は、国、県、国際交流協会や経済・教育関連、国連機関などと連携して取り組むこととします。

2) 静岡市が目指す多文化共生のまち

静岡市多文化共生のまち推進条例における規定

「静岡市多文化共生のまち推進条例」において、本市が目指す「多文化共生のまち」を以下のように定義しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 多文化共生のまち 全ての人々が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまちをいう。

また、この「多文化共生のまち」推進していくための基本的な考え方として、以下のように基本理念を定めています。

(基本理念)

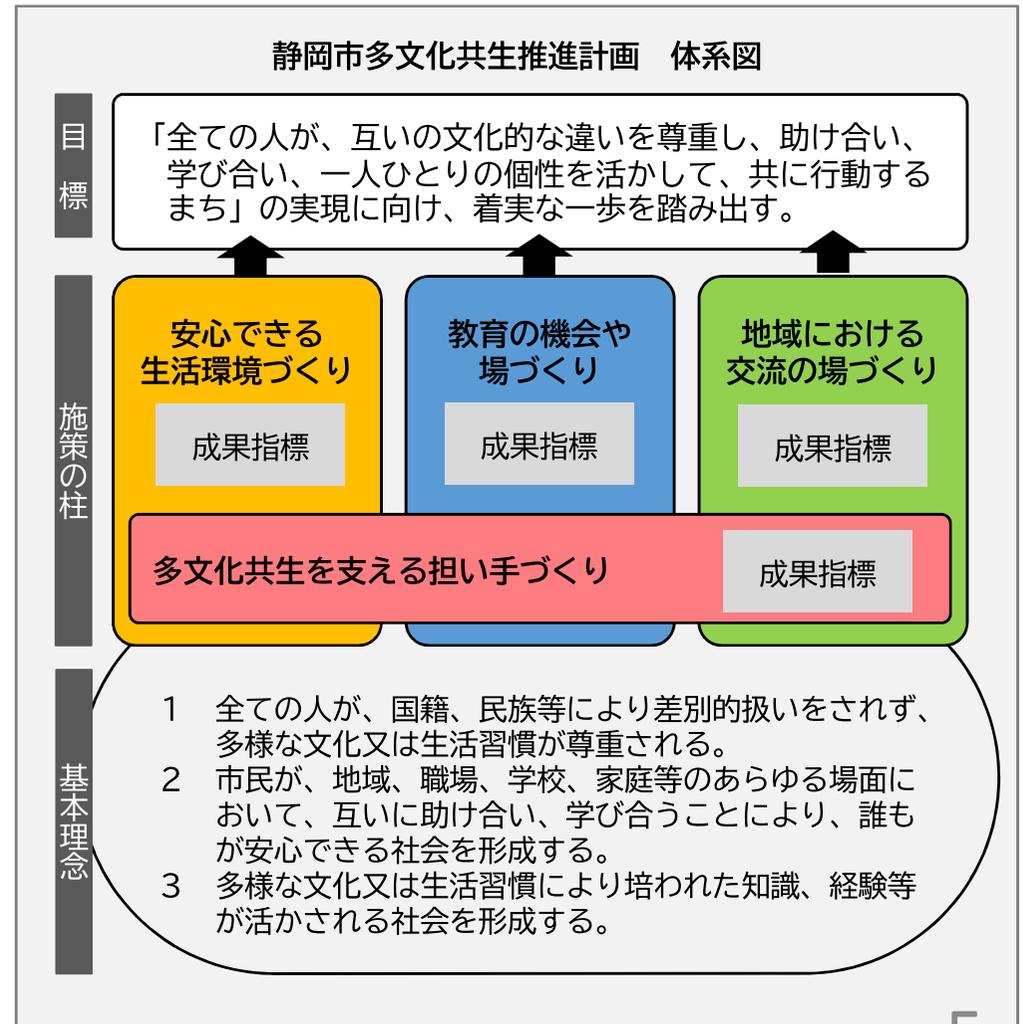
第3条 多文化共生のまちの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 全ての人々が、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること。
- (2) 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。
- (3) 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。

このため、多文化共生推進計画では条例の基本理念をベースとする4つの施策の柱をそれぞれ「安心できる生活環境づくり」「教育の機会や場づくり」「地域における交流の場づくり」「多文化共生を支える担い手づくり」と定め、総合的な施策の推進により、目標の達成を目指します。

計画の目標

全ての人々が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまちの実現に向け、着実な一歩を踏み出す。



1) 施策1 安心できる生活環境づくり

施策の方針

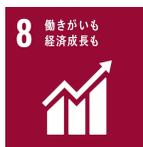
市民の安心な生活のためには、たとえ日本語や日本の生活習慣に不慣れであったとしても、困惑することなく行政サービスを受けられるようにしなくてはなりません。このため、やさしい日本語や多言語で、必要な時に必要な人に届くような分かりやすい行政情報の提供を行います。

相談窓口「静岡市多文化共生総合相談センター」について、国、県や関係機関との連携を深め、一層の機能強化を図ります。

また、外国から転入してきた市民が、日本での生活に必要な知識等を得て、地域や職場などで活躍できるよう、一人ひとりの生活状況に合わせた支援に取り組みます。

〔関連SDGs〕

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを



(生活環境の整備)

第7条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ人が安心して生活できる環境を整備するため、相談体制の充実、全ての人に配慮したやさしい日本語による情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

成果指標

「静岡市はとても暮らしやすい」と思う外国籍市民の割合



設定の理由

生活への安心感については、調査時点の社会経済情勢等により左右される懸念を含みます。しかしながら、この施策の成果を特に受けると思われる外国籍市民の意見を指標とし、2020年度の外国人住民アンケート調査の質問項目と比較できる設定としました。過半数を超える人が「静岡市はとても暮らしやすい」と回答することを目標としました。

主要事業の年度別計画

< 想定事業例 >

- ・ 外国人相談の充実
- ・ 多言語・やさしい日本語での情報提供
- ・ ライフステージ・在留資格別支援
(福祉、就労、子育て、自治会、防災等)
- ・ 防災対策・多言語センター運営 等

※この欄には、計画に登載予定の主要事業のイメージと年度別計画を掲載する予定です。

2) 施策2 教育の機会や場づくり

施策の方針

国籍や民族等による差別的扱いをなくし、多文化共生の意識を市民に根付くようしなければなりません。

このため、学校教育や生涯学習の場において、子どもから高齢者までの幅広い世代に、異なる文化や生活習慣、多文化共生のまち推進の意義などの理解を深められる取組を充実します。

また、日本語の習得が必要な小中学校児童生徒や、生活者のための日本語教室など、日本語教育推進事業を強化するとともに、日本文化の学習機会を充実することで、日常生活での学び合いの機会を増やします。

【関連SDGs】

- 4 質の高い教育をみんなに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に



(教育の充実)

第8条 市は、学校教育及び生涯学習において、多文化共生のまちの推進に資するよう、多様な文化又は生活習慣の理解を促進するための施策を講ずるものとする。

2 市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする。

成果指標

「多文化共生が重要である」と思う日本国籍市民の割合



多文化共生のまちづくりアンケート調査

設定の理由

多文化共生に係る教育の機会や場づくりを通し、文化や生活習慣が異なる市民の相互理解を深め、本市が多文化共生のまちを目指す意義を知ってもらうことが大切です。特に日本国籍市民の意見を指標とし、2021年度の多文化共生のまちづくりアンケート調査の質問項目と比較できる設定としました。過半数を超える人が「多文化共生を重要である」と回答することを目標としました。

主要事業の年度別計画

< 想定事業例 >

- ・ 国際理解講座
- ・ 多文化共生のまち啓発講座
- ・ 進学ガイダンス・相談会
- ・ 学校における日本語指導
- ・ 生活者のための日本語教室 等

※この欄には、計画に登載予定の主要事業のイメージと年度別計画を掲載する予定です。

3) 施策3 地域における交流の場づくり

施策の方針

多文化共生のまちの推進には、広い市域のあらゆる地域の中で、隣近所の住民どうしの交流が大切です。例えば、ゴミ出しや騒音のトラブルの解消など、現在も外国籍市民が多く生活する地域では、自治会・町内会を中心に先進的な地域参画促進の取組が見られます。

このような取組を市内各地に広め、やさしい日本語を通じたコミュニケーションを充実させていくことで、多文化共生をキーワードとした、市民どうしの学び合いや助け合いを促進し、地域における社会的包摂の進展を図ります。

さらに、市の行事やイベントなどにおいても、多様な文化や生活習慣への理解を深められる交流機会を創出していきます。

【関連SDGs】

- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう



(地域における交流促進)

第9条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ市民相互の理解を深めることができるよう、地域における交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

成果指標

地域活動等に参加する外国籍市民の割合



地域活動等・・・「自治会・町内会の清掃やイベント」「お祭り」「スポーツ」「自分の言葉・文化を日本人に教える」「日本語・日本文化を習う」「福祉活動（お年寄りのケアなど）」「日本で暮らしている同じ出身国の人や、他の外国人を助ける」など

設定の理由

地域における交流の進展度合いの測定材料として、特に外国籍の市民が地域活動等に参加できているかどうかを指標としました。2020年度の外国人住民アンケート調査で「何も参加していない」と答える人を39.8%から20%に半減することを目標としました。

主要事業の年度別計画

< 想定事業例 >

- ・ 静岡わいわいワールドフェアの拡充
- ・ 多文化共生交流スポット整備
- ・ 留学生との座談会
- ・ 地域のお祭り・交流会参加促進
- ・ 外国語絵本読み聞かせ会 等

※この欄には、計画に登載予定の主要事業のイメージと年度別計画を掲載する予定です。

4) 施策4 多文化共生を支える担い手づくり

施策の方針

施策1から3に掲げた多文化共生のまち推進のための施策は、それぞれ市が単独で進められるものではありません。

文化や生活習慣に関わらず、誰もがみな静岡人（ともに静岡市で生活する仲間である）という共通認識のもと、国籍や民族を問わず、社会のあらゆるところで多文化共生を広め、多文化共生のまちづくりに意欲的に取り組む担い手の育成に取り組みます。

そして、市民、事業者、行政が協働して、効果的な施策の展開を図るとともに、市民一人ひとりの個性を活かした活動を促進します。

【関連SDGs】

- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



(担い手の育成)

第10条 市は、多文化共生のまちの推進に関する市民活動の促進に資するため、その担い手の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

成果指標

多文化共生推進計画登載事業における市民協働事業数



設定の理由

多文化共生の担い手を育成した上で、多文化共生推進計画への登載事業について、市民と協働する事業数を指標としました。市民が活躍する場面は、市との協働事業に限られたものではありませんが、市として活躍機会をつくる必要もあり、現状値からの倍増を目標としました。

主要事業の年度別計画

< 想定事業例 >

- ・ 多文化共生サポーター養成
- ・ やさしい日本語講座
- ・ 事業者対象研修
- ・ 日本語教育人材育成
- ・ 自治会・町内会対象研修 等

※この欄には、計画に登載予定の主要事業のイメージと年度別計画を掲載する予定です。

【参考】静岡市多文化共生推進計画2015-2022(第1期)

静岡市多文化共生推進計画
2023-2030

2014年策定の多文化共生推進計画（通称『多文化共生のまち●しずおかプラン』）は、「異なる文化や価値観を認め合い、その違いを社会の豊かさと捉え、外国人と日本人の住民双方が地域社会を担う対等なパートナーとしてともに暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念とし、10の基本目標に基づく施策の推進に取り組みました。

計画に掲げた3つの成果指標のうち2つは、数値を伸ばしたものの目標を達成できませんでした。しかし、各種施策を計画的に展開し、最終年度である2022年度、多文化共生の恒久的推進について明文化した「静岡市多文化共生のまち推進条例」の制定を果たしました。



MEMO